

宇治市市営茶室・宇治市観光センターの指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する宇治市市営茶室及び宇治市観光センターにつきまして、令和5年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、4月21日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討いたしました結果、以下のとおりとし、選定を行うことを決定しましたので報告いたします。

施設名：宇治市市営茶室 宇治市観光センター	
現在の指定管理者：公益社団法人 宇治市観光協会	
公募・非公募	
非公募	理由 本指定管理業務については、市営茶室での専門的で良質なサービスの提供、観光センターでの市内観光案内所と連携を図った統一的なサービスの提供を行っており、専門的かつ高度な知識等を有する宇治市観光協会が指定管理者となることで最も効果的な施設管理が可能となることから、「指定管理者制度に関する指針」に示されている「公募の例外」に該当すると考え、非公募とする。
指定期間	5年（令和5年度～令和9年度）
指定単位	両施設を一括して指定する
利用料金制度	
導入無	理由 市営茶室利用料（呈茶）については、収益性よりも「宇治茶及び茶道の普及並びに観光の振興を図る」という設置目的の達成に重きをおくものであり、観光センター等の貸館についても指定管理者のインセンティブに繋がらないため、導入しない。
委員会意見	非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。

上記を踏まえ、今後の予定は以下のとおり。

令和4年10月 第3回宇治市指定管理者候補者選定委員会（書面審査）

令和4年12月 指定管理者指定議案の提出